

勝山市監査公表第3号

地方自治法第199条第14項の規定により、勝山市長から監査の結果に基づき措置を講じた通知があったので、次のとおり公表します。

令和5年6月28日

勝山市監査委員 藤村 敏夫
勝山市監査委員 埴山 寿憲

記

- 1 監査対象
令和3年度定期監査 第二次分、第三次分
- 2 措置内容
別紙のとおり

(別紙)

監査の結果に基づく措置について（令和3年度第二次分）

| 監査の結果（指摘事項等） | 措置内容又は措置方針等（改善等内容） |
|---|--|
| <p>【上下水道課】 立川上水道管理センターでの事故想定訓練の実施について</p> <p>立川上水道管理センターについては、24時間体制で公益社団法人勝山市シルバー人材センターに施設の監視と異状確認時の市への報告等を委託している。特に、上下水道課職員の勤務時間外となる土日や夜間の事故発生により、配水に支障をきたすことのないよう事故想定訓練の実施について検討するよう求めた。</p> | <p>事故発生時の職員への連絡体制及び報告内容を確認するための訓練を実施しました。</p> |
| <p>【上下水道課】 下水道等水洗化率の向上策について</p> <p>下水道等（公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽）の水洗化率は、各地区別に年度末の率を市の広報に掲載し、未接続、未設置の場合の早期接続等を促している。そこで、例えば前年度と比較して水洗化率の増減をわかりやすく表示することや、接続等のための補助制度の案内をより詳細にアピールするなど、水洗化率の向上に繋がるよう、効果的な周知方法を検討するよう求めた。</p> | <p>平成30年度に供用開始していながら、令和3年3月末現在で水洗化率が8.5%となっている区に対し、公共下水道への接続のお願いと接続工事に係る利子補給制度の紹介チラシを作成し区長を通じて区内全戸に配布しました。</p> <p>また、市広報で、公共下水道への接続は下水道法で義務付けられていることを周知し早期接続を促しています。</p> |

| 監査の結果（指摘事項等） | 措置内容又は措置方針等（改善等内容） |
|---|--|
| <p>【総務課】</p> <p>レターパックの管理について</p> <p>レターパックの管理については、公金経理適正化にかかる公金等取扱基本マニュアルに基づき、現金や郵便切手と同様に出入管理する必要がある。受払簿を整備するとともに、受入れや使用先、残数を記録し、適正に管理するよう求めた。</p> | <p>レターパックの受払簿を整備し、使用記録を適正に管理する体制を整えました。</p> |
| <p>【総務課】</p> <p>パスワードの管理について</p> <p>各種ファイル等のパスワードについては、個人で設定している場合、異動等によって開けなくなるおそれがある。情報管理の一環として、このように個人設定したパスワードの管理方法を検討するよう求めた。</p> | <p>ファイル権限の見直しを行い、個人的なパスワードを設定する必要がない方法に改善しました。</p> |
| <p>【未来創造課】</p> <p>市長車の利用について</p> <p>市長車の運転については、主に2名の職員が担当しているが、早朝、深夜の運転や長時間走行等に関しては安全運転に十分心がけるとともに、交通手段の選択についても十分留意するよう求めた。</p> | <p>早朝、深夜および長距離の移動が伴う際には、事前に入念な計画を立て、運転手が万全の体調で臨めるよう配慮しています。</p> <p>また、市長の職務の内容を十分確認した上で、適切な交通手段を検討しています。</p> |
| <p>【財政課】</p> <p>コロナ後の事業実施の厳選について</p> <p>コロナ禍で休止されていた各種事業（イベントを含む。）について、コロナ収束後は再開が予想される。限られた財源の有効活用のため、これら事業の必要性を十分確認しながら、実施すべき事業を厳選し、適切な予算編成となるよう求めた。</p> | <p>コロナ禍で中止となっていた事業について、当初予算査定時に事業の必要性について担当課に聞き取りを行い、適切な予算編成に努めました。</p> |

| 監査の結果（指摘事項等） | 措置内容又は措置方針等（改善等内容） |
|---|--|
| <p>【監理・防災課】</p> <p>備品登録の考え方について</p> <p>備品については、勝山市財産管理規則に基づき登録管理されている。しかし、同規則に定める取得単価（おおむね1万円以上）未満の場合で予算科目が備品購入費であるときや、予算科目が備品購入費以外でも耐用年数がおおむね3年以上程度であるときに備品登録されている事例、反対に、予算科目が備品購入費でも取得単価が1万円未満であれば登録しない事例など、各課等で異なる事例が見受けられた。適正かつ効率的な財産管理の観点から、備品登録の考え方（基準）について、全庁的に統一されるよう検討するよう求めた。</p> | <p>財産管理規則に基づき、予算科目が備品購入費以外でも、耐用年数がおおむね3年以上であり予算額が1万円以上のものを備品として分類することを全庁的に取り決めました。</p> |
| <p>【監理・防災課】</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策備品の適正管理について</p> <p>コロナ対策用に購入した備品については、その種類や数量がとても多いため、保管場所を確保され、個々の状態や数の把握により、適正に管理するよう求めた。</p> | <p>保管場所を定め備品リストを整備しました。現物とリストが一致するよう確認を徹底し、適正な管理に努めています。</p> |
| <p>【商工観光・ふるさと創生課】</p> <p>寄附による備品の登録について</p> <p>寄附による備品の登録については、取得金額を評定価格とすべきところ、0円で登録されている事例が見受けられた。</p> <p>備品の登録にあたっては、勝山市財産管理規則の規定に基づき、適正に処理するよう求めた。</p> | <p>備品の登録を訂正し、評定価格にしました。また、適正な事務処理のため、寄附受入れの際には評定価格を確認することとしました。</p> |

| 監査の結果（指摘事項等） | 措置内容又は措置方針等（改善等内容） |
|---|--|
| <p>【商工観光・ふるさと創生課】</p> <p>指定管理者納付金の確認について</p> <p>勝山市ジオターミナル自主事業納付金については、基本協定書に基づき売上額の5%を市に納付している。指定管理者の報告に基づき納付されているが、必要に応じて帳簿等の照査を行うなど、納付額が適正か確認するよう求めた。</p> | <p>指定管理者の売上レジデータと報告値を突合し、適正であることを確認しました。今後は定期的にデータをチェックし、納付額の確認を徹底することとしました。</p> |
| <p>【商工観光・ふるさと創生課】</p> <p>監査資料における指定管理者の管理業務担当の未記載について</p> <p>監査資料のうち職員の事務分掌について、指定管理者の管理業務の担当が未記載であった。指定管理者が基本協定書等に基づき適正な管理を行っているか確認することは所管課の担当業務であり、その確認が疎かになることのないよう、担当者を明確にし再認識するよう求めた。</p> | <p>指定管理者の管理業務担当を所管課で明確にし、担当課職員が随時確認を行う体制を整えました。</p> |
| <p>【商工観光・ふるさと創生課】</p> <p>北陸労働金庫への預託金について</p> <p>北陸労働金庫勝山支店が廃止になり、制度融資の手続き等で利用者に不便が生じていると考えられる。また、利用実績等を勘案した金額を預託すべきと思われるが、支店の廃止や経済状況等に関係なく預託金は毎年同額であるため、現状を把握し、適正な預託金額を検討するよう求めた。</p> | <p>新型コロナウイルス感染症の影響下における預託金の削減は勤労者に不便が生じる可能性があり、令和4年度においては昨年度を上回る利用実績となっているため、今後も利用状況を鑑みて額の検討を行います。</p> |

| 監査の結果（指摘事項等） | 措置内容又は措置方針等（改善等内容） |
|--|--|
| <p>【商工観光・ふるさと創生課課】 コロナ禍の市内事業者の業況把握について</p> <p>コロナ禍における市内製造業等の動向、業況について、これまでに設備投資の助成をした企業などの生の声を収集し、コロナ後の市の施策に反映するよう求めた。</p> | <p>市内の主要企業に対して定期的な業況等の状況収集に努め、市の施策に反映していきます。</p> |
| <p>【商工観光・ふるさと創生課】 指定管理施設等の緊急連絡体制の確立について</p> <p>道の駅で隣接地整備が進んでいる。また、九頭竜川にも近いことから、事故等が発生した場合に迅速に対応できるよう、関係者との緊急連絡体制の確立を検討するよう求めた。</p> | <p>事故等の発生内容により、迅速に警察、消防等へ通報するとともに、会社及び役所へ連絡できるような緊急連絡網を作成し、スタッフ間で共有しています。</p> |
| <p>【ジオパークまちづくり課】 請求書受領後の支払いについて</p> <p>請求書を受領後相当な期間（30日以内）を超えて支払っている事例が見受けられた。会計事務の手引きに則り、請求書受領後は速やかに支払うよう求めた。</p> | <p>請求書を受け取る際に必ず日付を確認し、適正な事務処理に務めるよう注意喚起しました。</p> |
| <p>【ジオパークまちづくり課】 市民活動ネットワークのあり方について</p> <p>市民活動センター運營業務を入居団体で構成する市民活動ネットワークに委託しているが、その内容はほぼ人件費と思われる。市民活動の広がりのため、市民活動ネットワークのあり方を見直しされ、活動事業に対する委託となるよう引続き検討するよう求めた。</p> | <p>市民活動センターの運営は、入居団体で構成する市民活動ネットワークに委託していますが、その事業のあり方や市民活動センターの事業内容の積極的なPR等について、市民活動ネットワークと協議を進めていきます。</p> |

| 監査の結果（指摘事項等） | 措置内容又は措置方針等（改善等内容） |
|---|---|
| <p>【ジオパークまちづくり課】 指定管理者への対応について</p> <p>指定管理施設の運営について、特に初めて指定管理を行う場合には、管理運営を軌道に乗せるためにも所管課からの適時適切な指導が重要と考える。令和4年度から勝山市立野向町コミュニティセンターが指定管理施設となる予定のため、市と指定管理者がそれぞれ遵守すべき事項等の確認を定期的に行うなど適切に対処するよう求めた。</p> | <p>指定管理者と連絡を密にして事務に遺漏なきよう務めます。</p> |
| <p>【市民・税務課】 診療報酬不正受給に関する対応について</p> <p>元医院経営者の給与差し押さえにより損害賠償金の一部が納付されている。引き続き情報収集を行い、動向を注視しながら対応を検討するよう求めた。</p> | <p>現在、所在把握のための調査を行っています。引き続き勤務先を追跡するため、前勤務先への聞き取り等の対応策を講じました。</p> |
| <p>【市民・税務課】 滞納繰越債権の対応について</p> <p>庁内の債権管理については、連絡会議や各担当課へのヒアリング等により案件に応じてアドバイスを行うなど、適切に対応されている。今後も継続した事務執行に留意され、滞納繰越債権が時効とならないよう注意するよう求めた。</p> | <p>定期的に庁内関係課にヒアリング等を行い、債権の適正な管理と滞納繰越債権が時効とならないよう助言するなど対応にあたっています。</p> |
| <p>【環境政策課】 適正な予算執行について</p> <p>火葬許可証の印刷について、見積日時点で予算額を超える発注を行い、納品後に予算流用して支出負担行為を行っている事例が見受けられた。予算額超の発注や事後の予算流用は不適切な事務処理であり、今後このようなことがないよう注意するよう求めた。</p> | <p>発注時点の予算残額確認を徹底し、さらに副担当が財務状況を確認して予算執行するよう体制を整えました。</p> |

| 監査の結果（指摘事項等） | 措置内容又は措置方針等（改善等内容） |
|---|--|
| <p>【環境政策課】</p> <p>書類の取扱いについて</p> <p>犬の登録手数料の納入通知書の一部に修正テープが使用されている事例が見受けられた。会計事務規則第98条の規定により、納入通知書を含む証拠書類について、この類の用具の使用は禁止されているため、今後このようなことがないように注意するよう求めた。</p> | <p>犬の登録事務業務を委託している獣医師会に書類の取り扱いについて注意を促し、今後は修正テープを使用しないよう徹底しました。</p> |
| <p>【環境政策課】</p> <p>バスの市広告掲載について</p> <p>市内を走行するバスの車体に時により県の広告の表示が見受けられる。市ではバス事業者に種々の運行助成等を行っているが、車体広告などにより収入を得るなど運行費削減への取組みを検討するよう求めた。</p> | <p>運行事業者の収入対策として、令和5年1月にコミュニティバスぐるりんを活用した市内観光ツアーを実施しました。車体広告などによる収入を得る方法も踏まえ、バス事業者の収益増や公共交通利用促進に繋がる取組を検討しています。</p> |
| <p>【環境政策課】</p> <p>犬の飼い主への啓発について</p> <p>市内ウォーキングコース等で犬の糞が散見される。看板の設置や狂犬病予防接種時を活用して注意喚起をするなど、糞の始末について飼い主への啓発を実施するよう求めた。</p> | <p>該当のウォーキングコースがある地域に啓発チラシの回覧を行い、また施設の管理者に依頼しコース付近に啓発看板を設置しました。</p> |
| <p>【消防署】</p> <p>適正な予算執行について</p> <p>消防署専用封筒の印刷について、相当数を3月31日の年度末に納品している事例が見受けられた。予算消化と受け取られかねないことから、適切な予算執行に努めるよう求めた。</p> | <p>次年度に継続して使用する考えで、年度末に購入しました。今後は年度内消費を念頭に予算執行するよう周知しました。</p> |

| 監査の結果（指摘事項等） | 措置内容又は措置方針等（改善等内容） |
|---|--|
| <p>【消防署】</p> <p>消防団の運営について</p> <p>消防団は地区毎に設置された分団で運営されている。少子高齢化が進む中、団員の定員が充足されるよう、将来の体制づくりを今のうち検討するよう求めた。</p> | <p>広報かつやま 8月号に、地域を守るヒーローの特集として消防団員の活動を紹介しました。</p> <p>また、消防団員募集ポスターを作成し、区民会館等に掲示する等の広報を通じて団員確保に努めていきます。</p> |
| <p>【都市建設課】</p> <p>適正な予算執行について</p> <p>出納整理期間に日付を遡って予算流用を行い、工事請負費の執行何を起票している事例が見受けられた。今後は、適正な財務事務及び契約事務処理に努めるよう求めた。</p> | <p>契約事務規則をはじめ、関係法令を都度確認して事務を執行するよう注意喚起しました。</p> |
| <p>【都市建設課】</p> <p>屋外広告物許可手数料について</p> <p>屋外広告物許可手数料については、更新時に対象広告物の減による手数料算定が反映されず、後日還付している事例が見受けられたので注意するよう求めた。また、更新漏れ（手数料未収）が発生しないような台帳管理や対策を講じるよう求めた。</p> | <p>台帳と申請書類の突合が不十分であったことが原因なので、屋外広告物等表示（設置）申請書に「台帳確認済み」の欄を新たに設け、都度チェックを行う体制を整えました。</p> |

監査の結果に基づく措置について（令和3年度第三次分）

| 監査の結果（指摘事項等） | 措置内容又は措置方針等（改善等内容） |
|---|--|
| <p>【農林課】 事務局取扱い団体の適正な会計処理について</p> <p>事務局取扱い団体の会計処理について、不適切と思われる事例が複数見受けられた。（1）会費預かり金の入金や立替払の支出など会計処理の数ヶ月遅れ（2）前渡金の相殺と精算遅れ</p> <p>これらの事務は各事業担当職員が主に取扱いをしているが、扱う現金や通帳には公金同様の信頼性が求められることから、職責に応じた職務分担を再確認し、適切に処理できる体制を整備するよう求めた。</p> | <p>金融機関での振込処理の遅れが原因のため、係内の連絡を密にするとともに、担当職員を配置し、2人で事務を分担する等再発防止策を講じました。</p> |
| <p>【農林課】 補助金交付決定通知書の市長名の相違について</p> <p>新市長の就任後に交付された補助金交付決定通知書が前市長名で交付されている事例が見受けられた。起案者はもとより、決裁までに複数人の押印があるにも関わらず確認がなされていないことから、職責に応じ誰が何をチェックすべきか再確認し、今後このようなことのないよう細心の注意を払うよう求めた。</p> | <p>担当者が決裁を持ち回る際に、押印者が記載内容の細部まで十分な確認を行わなかったことが原因のため、決裁を持ち回る場合も担当、係員、係長、課長補佐及び課長の各々が内容確認を徹底するよう周知しました。</p> |
| <p>【福祉・児童課】 予算を超えた補助金執行について</p> <p>地域組織活動育成事業（母親クラブ）補助金について、予算額を超えて執行されていた。同節内の他の補助金の予算を抑制し、その財源を充てることとなるため、適正な予算執行に努めるよう求めた。</p> | <p>適正な予算の確保のため、予算の積算方法を検討し改善しました。</p> |

| 監査の結果（指摘事項等） | 措置内容又は措置方針等（改善等内容） |
|---|--|
| <p>【福祉児童課】</p> <p>支出に関する事務の改善について</p> <p>（１）年々増加する福祉施策に比例して事務も増加傾向にあることから、契約等における支払回数を見直すなど会計伝票が削減されるよう検討を求めた。</p> <p>（２）支出負担行為決議書や支出命令書において、摘要欄の記載方法が担当によって異なり内容がわかりにくいものがあった。特に、物品購入については、その用途など内容がわかるように統一して記載するよう求めた。</p> | <p>（１）可能な限り支払いをまとめることにより支払回数を減らし、会計伝票を削減するよう改善しました。</p> <p>（２）支出負担行為決議書や支出命令書の摘要欄に用途等の内容を明記するよう改善しました。</p> |
| <p>【健康長寿課】</p> <p>返納金の納入について</p> <p>勝山市医療、介護及び障害福祉人材確保金について、要綱第7条の規定に奨励金を返還する事例が見受けられた。既に交付された奨励金については、全額返還が定められており、納期限内に完納するように対処するよう求めた。</p> | <p>対象者に再度納付相談を行い、誓約書の提出を求めました。令和4年度内に返還していただくよう引き続き納付を催促します。</p> |
| <p>【健康長寿課】</p> <p>備品登録について</p> <p>監査資料で提出を求めた備品異動調べについて、備品調書への記載漏れが見受けられた。新型コロナワクチン接種に係る備品が短期間に急増していることから備品登録に注意され、適正に管理するよう求めた。</p> | <p>備品の数が多くなっていることから、備品異動調べおよび備品台帳に登録漏れがないよう注意を払い、備品を適正に管理するよう周知しました。</p> |
| <p>【健康長寿課】</p> <p>適正な在庫管理について</p> <p>健康の駅「湯ったり勝山」は現在長期休業中であるが、施設用消耗品等の在庫について、有効利用など適正な管理に努めるよう求めた。</p> | <p>施設用消耗品等の在庫については、年度末に在庫状況を把握・整理し、有効利用に向けた管理体制を整えました。</p> |

監査の結果に基づく措置について（令和3年度分）

| 監査の結果（指摘事項等） | 措置内容又は措置方針等（改善等内容） |
|--|--|
| <p>【商工観光・ふるさと創生課】</p> <p>前回の監査結果に係る対応について</p> <p>前回（H30年度）監査において、補助金収入にて取得した固定資産の処分制限期間を明確にするよう指導したところである。担当課より、規則の改正等について総務課と協議する旨通知を受けているが、実際は協議がなされていないようであった。前回の監査結果に対し、検討がされていないことは遺憾であり、適正に対処することを求めた。</p> | <p>財産処分の制限について耐用年数を勘案して決定するとされていますが、より明確に処分制限期間を規定するため勝山市補助金等交付規則を改正しました。</p> |
| <p>【教育会館】</p> <p>教育会館使用料について</p> <p>教育会館の使用料については、勝山市教育会館の設置及び管理に関する条例の一部改正により、令和2年4月からは改正後の金額で徴収すべきところ、改正前の金額による過少徴収となっていた。使用料徴収に当たっては、その金額の根拠を十分確認し、適正に処理することを求めた。</p> | <p>利用者に貸館料金の見直しの周知を実施し、会館管理者及び財政課施設管理係職員で使用料徴収の業務打合せを行い、業務内容の共有を行いました。また、事務の効率化のため財務会計システムで発行した納付書を使用することとし、発行にあたっては会館管理者及び財政課施設管理係職員のダブルチェック体制で発行することとしました。</p> |